特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	負担能力の認定、費用の徴収に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島根県は、負担能力の認定、費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

島根県知事

公表日

令和8年3月17日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	負担能力の認定、費用の徴収
②事務の概要	児童福祉法に基づき、児童福祉施設への入所後に要する費用を国、県、市町村が支弁した場合において、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収する。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①同一世帯内における措置児童の確認、②生活保護費の受給状況、③中国残留邦人等支援給付の受給状況、④措置児童の世帯構成、⑤身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付状況、⑥特別児童扶養手当・国民年金の障害基礎年金手当の支給対象確認
③システムの名称	児童相談システム　統合宛名システム　中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
児童相談システムデータベース

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表8の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会する根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項 【情報提供する根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20、80、81の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部青少年家庭課
②所属長の役職名	健康福祉部青少年家庭課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	島根県松江市殿町1　島根県健康福祉部青少年家庭課　0852－22－6268

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	島根県松江市殿町1　島根県健康福祉部青少年家庭課　0852－22－6268

9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年2月17日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年2月17日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または3情報による照会を原則とするなど、対策を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［ ○ ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	資料は鍵付き書庫に保管する、研修を受ける等して従業者に対する教育、啓発を継続的に実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月3日	Ⅱ関連情報 1．評価実施機関における担	太田　均	深田　明	事後	
令和1年6月3日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数　の計数年月日	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月3日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数　の計数年月日	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月3日	Ⅳ リスク対策	ー	Ⅳ リスク対策の項目の追加	事後	
令和2年1月1日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担	深田　明	健康福祉部青少年家庭課長	事後	
令和3年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数　の計数年月日	令和2年1月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	
令和3年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数　の計数年月日	令和2年1月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	
令和4年2月1日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用　の法令	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第7条第8号	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第7条第9号	事後	
令和4年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数　の計数年月日	令和3年1月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数　の計数年月日	令和3年1月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年2月1日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワーク	【照会側】 ・番号法第19条第7号　別表第二の8項、16項	【照会側】 ・番号法第19条第8号　別表第二の8項、16項	事後	
令和5年2月28日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数　の計数年月日	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和5年2月28日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数　の計数年月日	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和6年2月16日	Ⅰ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	児童相談システム	児童相談システム　統合宛名システム 中間サーバ	事後	
令和6年2月16日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数　の計数年月日	令和5年2月1日時点	令和6年2月16日時点	事後	
令和6年2月16日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数　の計数年月日	令和5年2月1日時点	令和6年2月16日時点	事後	
令和7年1月9日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用	・番号法第9条第1項　別表第一の7の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	・番号法第9条第1項　別表8の項	事後	
令和7年1月9日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【照会側】 ・番号法第19条第8号　別表第二の8項、16項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第12条各号 【提供側】 ・番号法第19条第8号　別表第二の16項、56の2項、57の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務事務及び情報を定める命令　第12条第1号イからロまで、第5号	【情報照会する根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項 【情報提供する根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20、80、81の項	事後	
令和7年1月9日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数　の計数年月日	令和6年2月16日時点	令和7年1月9日時点	事後	
令和7年1月9日	Ⅳリスク対策 8．人手を介在させる作業	-	8．人手を介在させる作業の追加	事後	
令和7年1月9日	Ⅳリスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策	-	11．最も優先度が高いと考えられる対策の追加	事後	
令和8年2月17日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数　の計数年月日	令和7年1月9日時点	令和8年2月17日時点	事後	